

埼玉県知事 大野元裕様

2024年1月23日  
日本共産党埼玉県議会議員団  
団長 城下のり子

## 受験生をねらった痴漢加害防止と被害者救済の強化に関する申し入れ

痴漢は、犯罪であり、個人の尊厳を踏みにじるもので断じて許せません。

数年前から、大学入学共通テストなどの受験シーズンにあたり、SNS上で受験生を標的とした痴漢をあおる投稿が相次ぐ事態となっています。卑劣な犯罪である上に、大事な入試を控えた受験生は、試験に遅刻できず、被害の申告をためらうだろうということを見越したものでもあり、極めて悪質です。昨年中に警察の寄せられた痴漢の相談は606件で高校生の被害者が最も多かったとのこと。1月末には私立大学や高校の試験も始まり、県内の鉄道を多数の児童生徒が利用するため、対策強化が急がれます。

この間、党県議団は、国会議員とも協力し、国への働きかけも行ってきました。国は昨年3月「痴漢撲滅にむけた政策パッケージ」を発表するなど、対策強化を進めています。埼玉県警も国の「政策パッケージ」受け、部署横断での対策会議や駅での宣伝など対策をされていますが、さらなる痴漢加害防止・被害者救済に取り組んでいただくよう下記のとおり申し入れます。

### 記

- 1、中学校、高等学校、大学などの受験シーズンに、痴漢加害を起こさせないよう、公共交通機関における対策を普段以上に強化すること。鉄道事業者を含めて関係機関と連携し、駅係員の増員、電車内の巡回警備、警察による巡回を強化すること。同性対応を行えるよう女性警察官を配置すること。
- 2、「痴漢は犯罪です」と、痴漢加害防止のためのアナウンス放送や、電車内の動画、電光掲示板、SNSでの呼びかけなどの回数を増やすよう鉄道会社に求めること。また、痴漢加害防止には第三者の行動が不可欠です。第三者に行動を促すような広報を工夫して行うこと。
- 3、被害が発生した場合、迅速かつ丁寧に対応すること。

- 4、痴漢被害のために、中学・高等学校・大学の試験に遅刻する場合、救済措置・追検査や追試験の対象となる旨を周知すること。具体的には、大学入試センターHPの記載(特だしで「痴漢の被害にあった場合」)に準じて、県のHPや受験生に事前に渡す手紙・入学者選抜実施要項に明確に記載すること。受験生が目撃者となった場合も追検査や追試験の対象となることを周知すること。私立学校についても、同様の措置を行うよう働きかけること。
- 5、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや警察など、痴漢被害にあった際の相談機関について広報すること。
- 6、県内鉄道路線については、すべて女性専用車両を導入するよう鉄道会社に働きかけること。
- 7、痴漢の検挙件数だけではなく、痴漢認知件数と発生場所を把握し、鉄道における痴漢加害防止強化のために役立てること。

以上